

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【公開番号】特開2010-268242(P2010-268242A)

【公開日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-047

【出願番号】特願2009-118044(P2009-118044)

【国際特許分類】

H 04 N 5/91 (2006.01)

H 04 N 5/225 (2006.01)

H 04 N 5/93 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/91 Z

H 04 N 5/225 F

H 04 N 5/93 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月9日(2012.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮像装置であって、

前記撮像装置の現在位置を取得する第1取得手段と、

前記撮像装置の現在位置を表す位置情報の付加を禁止する禁止領域を指定する情報を記憶する記憶手段と、

前記第1取得手段により取得された前記撮像装置の現在位置が、前記記憶手段に記憶されている前記禁止領域内にあるか否かを判定する判定手段と、

撮像指示の入力に応答して撮像画像データを生成する生成手段とを有し、

前記生成手段は、前記判定手段によって前記撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にあると判定された場合は、前記位置情報を付加しない撮像画像データを生成し、前記判定手段によって前記撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にないと判定された場合は、前記位置情報を付加した撮像画像データを生成することを特徴とする撮像装置。

【請求項2】

前記位置情報を付加しない場合、前記生成手段が、前記記憶手段が記憶する前記禁止領域を指定する情報に含まれるコメントを付加した撮像画像データを生成することを特徴とする請求項1記載の撮像装置。

【請求項3】

前記撮像指示の入力を待機するスタンバイ状態において、前記判定手段によって前記撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にあると判定された場合、撮像画像データに位置情報が付加されないことをユーザに報知する報知手段をさらに有することを特徴とする請求項1又は請求項2記載の撮像装置。

【請求項4】

前記禁止領域を指定する情報を外部装置又は前記撮像装置に装着されている記憶媒体から取得し、前記記憶手段に記憶する第2取得手段を更に有することを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれか1項に記載の撮像装置。

**【請求項 5】**

前記生成手段は、前記判定手段によって前記撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にあると判定された場合であっても、予め定められた条件が満たされている場合には、前記位置情報を附加した撮像画像データを生成し、

前記予め定められた条件が、前記撮像画像データから人物の顔が検出されないこと、前記撮像指示の入力時にユーザから予め定められた入力がなされていることの少なくとも一方を含むことを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか1項に記載の撮像装置。

**【請求項 6】**

撮像装置の現在位置を取得する取得手段を有する撮像装置の制御方法であって、前記撮像装置の判定手段が、前記取得手段により取得された前記撮像装置の現在位置が、記憶手段に記憶されている禁止領域内にあるか否かを判定する判定ステップと、

前記撮像装置の生成手段が、撮像指示の入力に応答して撮像画像データを生成する生成ステップとを有し、

前記生成ステップで前記生成手段は、前記判定ステップにおいて前記撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にあると判定された場合は、前記撮像装置の現在位置を表す位置情報を附加しない撮像画像データを生成し、前記判定ステップにおいて前記撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にないと判定された場合は、前記位置情報を附加した撮像画像データを生成することを特徴とする撮像装置の制御方法。

**【手続補正2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記目的を達成するため、本発明の撮像装置は、撮像装置の現在位置を取得する第1取得手段と、撮像装置の現在位置を表す位置情報の付加を禁止する禁止領域を指定する情報を記憶する記憶手段と、第1取得手段により取得された撮像装置の現在位置が、記憶手段に記憶されている前記禁止領域内にあるか否かを判定する判定手段と、撮像指示の入力に応答して撮像画像データを生成する生成手段とを有し、生成手段は、判定手段によって撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にあると判定された場合は、前記位置情報を附加しない撮像画像データを生成し、判定手段によって撮像指示の現在位置が前記禁止領域内にないと判定された場合は、位置情報を附加した撮像画像データを生成することを特徴とする。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

以下同様にして、次のタグ(Tag2)に北緯か南緯かを示す情報タグ、Tag3に緯度タグ、Tag4に東経か西経かを示す情報タグ、そして最後にTag5に経度タグを記録する。緯度、経度は4バイト / 4バイトの分数の形式で記録され、50°13'は“3013”と“60”、140°48'は“8448”と“60”と記録される。

**【手続補正4】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

また、現在位置と、上述した、基準位置との緯度方向の距離の差y、経度方向の距離

の差  $x$  とが、 $|y|$   $r_y$  かつ  $|x|$   $r_x$  であれば、撮像装置 100 が位置情報の付加禁止領域内にあると判定することができる。

本実施形態においても、第 1 の実施形態と同様の効果を達成できる。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

なお、本実施形態では顔の検出有無を例外処理の判定基準として用いたが、他の条件を判定基準として用いてもよい。例えば、撮像指示の入力時に操作部 107 の特定のボタンが押下されて特定の入力がなされている状態で撮像された画像については、位置情報の付加禁止領域内で撮像されても位置情報を付加するように構成してもよい。

本実施形態によれば、上述した実施形態の効果に加え、ユーザの要求に応じて柔軟な処理が可能になる。